

# 一日公正取引委員会 in 下 関

公正取引委員会の事務所が、下関市にやってくる！

相談窓口を開設するほか、所管（関係）法令の講演会を行います。

この機会に、日本の競争政策を一手に担う公正取引委員会という組織について、また独占禁止法や下請法とはどのような法律なのかということを広く御紹介したいと思います。

多くの方の御来場をお待ちしております。

日 時 平成28年10月24日（月）  
10：30～16：00

会 場 海峡メッセ下関 山口県下関市豊前田町3丁目3番1号

**入 場 ・ 参 加 無 料 !**

【一部プログラムは、参加者を限定して開催します】

## 独禁法・下請法相談コーナー 消費税転嫁対策特措法相談コーナー

（802会議室） 10：30～16：00



独占禁止法・下請法、消費税転嫁対策特措法に関する御相談に応じます。日ごろ感じている疑問・心配ごと、御相談ください。

## ① 下請法・消費税転嫁対策特措法講演会 ② 独禁法講演会

（801大会議室）

① 13：15～14：15

② 14：30～15：30

**取材可** **定員 各50名**



各法律について、基本的な考え方やどのような行為が禁止されるのか等を、事例を交えて御説明します。

## 入札談合防止のための研修会

（801大会議室） 10：30～12：00

**取材可** **自治体等の職員対象** **定員 50名**



入札談合、官製談合を防止するため、自治体等の職員の方に対し、独占禁止法・官製談合防止法について説明を行います。

## 消費者セミナー

（805会議室） 10：30～12：00

**取材可** **定員 30名**



私たちが安くて良い商品を選べるワケ～独占禁止法・景品表示法の役割～競争の重要性を実感するシミュレーションゲーム、違反事例紹介等

会場では、パンフレット配布、パネル展示等を随時行っています。気軽にお立ち寄りください。

## 独占禁止法教室

（下関市立大学） 10：40～12：10

**取材可** **学生対象**

公正取引委員会職員（中国支所長）が下関市立大学の学生の方を対象に、独占禁止法の意義や公正取引委員会の仕事に関する授業を行います。

